

今月のテーマ

令和7年度税制改正大綱

昨年12月に令和7年度税制改正大綱が公表されました。その主な内容は次の通りですが、大綱が公表された段階では、特に所得税の基礎控除、給与所得控除等について与党と国民民主党で合意が得られておらず、さらに協議を続けるとのことですが、一部内容が変更となっている可能性がありますのでご注意ください。

1. 法人税関係

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し

中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される軽減税率の特例（現行：15%）について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年（令和9年3月31日までに開始する事業年度まで）延長されます。

- ① 所得金額が年10億円を超える事業年度について、その税率が17%に引き上げられます。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。

(2) 中小企業者の設備投資等に係る優遇措置の見直し（所得税についても同様）

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制につき、一定の見直しを行った上、その適用期限が2年（令和9年3月31日まで）延長されます。

(3) 設備投資等に係る優遇措置の廃止（所得税についても同様）

いわゆる5G導入促進税制及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、適用期限の到来をもって廃止されます。

2. 所得税関係

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、次の(1)及び(2)の見直しが行われます。

(1) 基礎控除の引き上げ

令和7年分以後の所得税について、合計所得金額2,350万円以下である個人の基礎控除額が10万円引き上げられます。

2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

(2) 給与所得控除の引き上げ

令和7年分以後の所得税について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。給与所得のみの場合、給与収入が年120万円までは基礎控除の引き上げ（58万円）と合わせて所得税が課税されません（改正前：基礎控除48万円+給与所得控除55万円=103万円）。

なお、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用するとされているため、令和7年に支払う給与等については従前の源泉徴収税額表に基づいて源泉徴収を行い、実質的な控除額の引き上げの効果は、令和7年分の年末調整で表れるものと思われれます。

令和 7 年度税制改正大綱

昨年 12 月に令和 7 年度税制改正大綱が公表されました。物価上昇局面における税負担の調整への対応として、所得税の基礎控除及び給与所得控除の引き上げが行われますが、さらに大学生年代の子等のアルバイトの就業調整への対応として、新たに特定親族特別控除（仮称）が導入されます。

なお、大綱が公表された段階では、特に所得税の基礎控除、給与所得控除等について与党と国民民主党で合意が得られておらず、さらに協議を続けるとのことですが、一部内容が変更となっている可能性もありますのでご留意ください。

(1) 特定親族特別控除（仮称）の導入

令和 7 年分以後の所得税について、居住者（親等）が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下である者に限ります。）の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、その親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減される仕組みが導入されます。

58 万円 以下	123 万円 以下	63 万円 (特定扶養控除)
58 万円 超 85 万円 以下	123 万円 超 150 万円 以下	63 万円
85 万円 超 90 万円 以下	150 万円 超 155 万円 以下	61 万円
90 万円 超 95 万円 以下	155 万円 超 160 万円 以下	51 万円
95 万円 超 100 万円 以下	160 万円 超 165 万円 以下	41 万円
100 万円 超 105 万円 以下	165 万円 超 170 万円 以下	31 万円
105 万円 超 110 万円 以下	170 万円 超 175 万円 以下	21 万円
110 万円 超 115 万円 以下	175 万円 超 180 万円 以下	11 万円
115 万円 超 120 万円 以下	180 万円 超 185 万円 以下	6 万円
120 万円 超 123 万円 以下	185 万円 超 188 万円 以下	3 万円

(2) その他の人的控除に係る所要の措置

令和 7 年分以後の所得税について、基礎控除及び給与所得控除並びに特定親族特別控除の見直しに伴い次の措置が講じられます。

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が、58 万円（給与収入 123 万円）以下（現行：48 万円（給与収入 103 万円）以下）に引き上げられます。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、58 万円（給与収入 123 万円）以下（現行：48 万円（給与収入 103 万円）以下）に引き上げられます。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件が、85 万円（給与収入 150 万円）以下（現行：75 万円（給与収入 130 万円）以下）に引き上げられます。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が、65 万円（現行：55 万円）に引き上げられます。